告

示

○青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則………

○青森県県営住宅規則の一部を改正する規則……………

(建築住宅課) … 二

(開発課)

: =

(保健衛生課) …

○青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の

規

則

目

次

公安委員会

〇右

同.....

県三

局域

:

同

:

껃 ᄪ 公

告

(都市計画課) …

○児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の障害児通所 ○身体障害者福祉法による指定医の指定医辞退届書の提出…

同

理

課) :: 三

(医療薬務課) … 二

(障害福祉課) … 二

第四千四百二十七号

(木曜日)

平成三十年 三月二十二日 平成三十年三月二十二日

こに公布する。 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をこ

青森県知事

三

村

申

吾

青森県規則第四号

青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

県規則第五十八号)の一部を次のように改正する。 青森県難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則(平成二十六年十二月青森

第一号様式の(表面)中

| 軽症者特例 | 人工呼吸器等装着 | | 軽症者特例 | 人工呼吸器等装着 |
|-------|----------|--|--------|----------|
| | | | | |
| | 高額かつ長期 | | 重症患者認定 | 高額かつ長期 |
| K | | | — を | È |
| | | | | |

| | | _ |
|---|------------------------------|---------------------|
| | 自己負担上限月 (県記入欄) | 階層区分(県 記入欄) |
| | 月額の特例 / | 一般・経過 措置 |
| | 人工呼吸器等装着・高額かつ長期・軽症者特例・重症患者認定 | 生保・低1・低2・一般1・一般2・上位 |
| _ | _ を | È |

則

規

(運転免許課)

:

껃

同様式の (裏面) の注の6のニを削る。

第三号様式中

青森県規則第五号

改める。

この規則は、

公布の日から施行する。

附

則

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則をここに公布する

平成三十年三月二十二日

次のように改正する。

青森県職業訓練手当支給規則

(昭和四十一年十月青森県規則第七十八号)

0)

一部を

青森県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

第十二条中「毎月十日」

を

「毎月十四日」に、

「毎月十二日」を「毎月十六日」

に

指定難病に係 る診断・治療 実績 診断・治療実績のある主な疾病名 淮 有 を削

ŋ 同様式の注中4を削り、 5を4とする。

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

青森県職業訓練手当支給規則の 一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月二十二日

三 申

村

青森県知事

吾

ŋ

平成三十年三月二十二日

せ病院国民健康保険おいら 名 称 所 在 地 平成三十三年三月十九 認定の有効期

青森県告示第二百十三号

条の規定により、次の指定医から指定医辞退届書の提出があったので、同規則第五条 青森県身体障害者福祉法施行細則 (昭和六十二年三月青森県規則第二十六号) 第四

平成三十年三月二十二日

村 申

吾

地 等 診 療 科 目 年 月 日

青森県県営住宅規則の一部を改正する規則

青森県県営住宅規則 (昭和三十七年二月青森県規則第八号) の一部を次のように改

正する。

別表第一小柳団地の項中「三百三十八戸」を「二百四十二戸」に改める。

附 則

この規則は、 平成三十年三月三十一日から施行する。

示

青森県告示第二百十二号

救急病院等を定める省令 次のとおり救急病院を認定したので、 (昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定によ 同令第二条第一項の規定により告示する。

青森県知事

 \equiv 村

申

吾

上北郡おいらせ町上明堂 0)

の規定により公示する。

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

青森県知事

氏

名

勤 名

務

す

る 所

病

院

称

在

青森県規則第六号

青森県告示第二百十四号 佐藤 浩平 会胃腸病院医療法人白生 平井町一四二の五所川原市字中 害、 じん 臓機能障 器、 じん 臓機能障 障障障 元平 二成 二・ 二・

があったので、同法第二十一条の五の二十四第二号の規定により公示する。 により、次の指定障害児通所支援事業者から障害児通所支援事業を廃止する旨の届出 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の十九第二項の規定

平成三十年三月二十二日

青森県知事 \equiv 村 申 吾

あーるど 動 法 人 指定障害児通所支援事業者 名 称 四 朝 日 山 八 五 の 和 大 る 木 の主)所在地上たる事務所 支児 援童発達 種所障 類支害 援児 の通 センター 名 う事業所で援事業を行 称 三丁目四の三五所川原市若葉 所 在 地 悪子 三 三 三 三 年廃 月 日止

あーるど 特定非営利 あーるど 動 法 人 四町五 朝川 山原 四町五 朝所 日 山原 八五の水市金木 八五金木の ビデオ ス サ ー ビデ放 スイサ ー 半 実わくわくの センター 三五丁目川 三丁目四の一〇 四の三葉 "

青森県告示第二百十五号

量法 三項の規定により公示する。 測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第

平成三十年三月二十二日

青森県知事 三 村 申

吾

測量計画機関

測量の種類

公共測量(空中写真測量・写真地図作成

三 測量の期間

平成二十九年八月九日から平成三十年二月二十三日まで

几 測量の地域

一北郡野辺地町地内

市計画下水道事業の事業計画の変更を平成三十年三月十三日認可したので、 青森県告示第二百十六号 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、 同条第二 鰺ケ沢都

項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成三十年三月二十二日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

施行者の名称

鰺ケ沢町

都市計画事業の種類

鰺ケ沢都市計画下水道事業

三 事業施行期間

平成八年一月二十二日から平成三十七年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

都市計画事業計画の変更認可 (平成二十六年二月十九日青森県告示第八十

の事業地に変更なし。

2 使用の部分

舞戸町字西禿、 字禿を削る。 都市計画事業計画の変更認可 の事業地に、 字北禿及び字鳴戸地内において事業地を変更し、 鰺ケ沢町大字舞戸町字東禿を加え、 (平成二十六年二月十九日青森県告示第八十一 同事業地のうち、同町大字 同町大字舞戸町

四

る。

建設業者の許可の取消し

る 建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成三十年三月二十二日

青森県知事 \equiv 村 申

吾

商号又は名称 浜電工

氏名 濱光雪

主たる営業所の所在地 八戸市大字市川町字新田七一の二

五. 取消年月日 平成三十年三月二日 許可番号 青森県知事許可(般—二七)第三〇〇四五八号

取消しに係る建設業の許可

電気工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成三十年二月九日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告す 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成三十年三月二十二日

青森県知事

 \equiv

村

申

吾

商号又は名称 開発電業株式会社

代表者の氏名

主たる営業所の所在地 八戸市八太郎五丁目二一の一

許可番号 青森県知事許可(般—二九)第三一六六号

四 三

六 五 取消年月日 平成三十年三月二日

取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七

取消しの原因となった事実 平成三十年三月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により

確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

安 委 員

青森県公安委員会告示第三十号

いう。)第二条及び第十条第二項の規定により告示する。 審査等に関する規則(平成六年二月国家公安委員会規則第三号。以下「審査規則」と 平成三十年度技能検定員及び教習指導員の審査を次のとおり行うので、技能検定員

平成三十年三月二十二日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

審査の種類、期日、場所及び項目

| 教習指導員(普自二) | 技能検定員(普自二) | 審査の種類 |
|---|-----------------|-------|
| 二 か前一か五 午時まら ら八日ら月平後三で同 午時ま同二成五十の月 後三で月十三時分午十 五十の三九十まか前七 時分午十日年でら八日 | 五月十五日か一 平成三十年 | 審查期日 |
| 部運転免許課 | 山一九八の四青森市大字三内字丸 | 審查場所 |
| | する技能及び 技能検定に関 | 審查項目 |

| | 教習指導員(普通) | 技能検定員 (普通) | | (文 文 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 子 | 教習指導員(大型) | 技能検定員(大型)(準中型) | |
|------------|-----------|--|--|---|---|------------------|----------------------------------|
| 一日までの午 | 月二十七日 | 三 ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ ニ | 時分年では、 時分年での。 から、 ののでは、 | 二時まで、一時まで、一時では一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一日の一 | 持分から おいら おいら おいら に で に で に で に で の に の に の の に の の の の の の の の の の の の の | | 三 まで ・ |
| | 右同 | 同 | | | | 石同 | |
| į į | 技能及び知識 | 知す技 識 技能 技検 能 及 び 関 | | | 技能及び知識 | 知識技能検定に関 | |
| 技能検定員(大自二) | | | 教習指導員(大型二種) (普通二種) | 技能検定員(大型二種) | | | |
| 一平成三十年 | 時まで午 | 六 五 四 つの十 午時まら九 まか前二か八 後三で同一 十年一平後三で同月平でら八日ら月平五十の月, か前月成五十の月十成 午時ま同二成時分午十 5八十三時分午十八三 後三で月十三まか前一 一時九十まか前九日十 五十の二一十でら八日; 後三日年でら八日か年 時分午十日年 午時ま | 月平時分午月平でら 十成まか前二成 午 日三でら八十三 後 | ミニ日ニ 日十の十 日分午年 | でら八 午時 後三 五十 | で月十三ま? の二五十で! | 十の月月平でら八 分午十十成 午時 か前四日三 後三 |
| 右同 | | | | 右同 | | | |
| 技能検定に関 | | | 技教習に及び知識 | 知識技能及び | | | |

教習指導員(大自二)

知識な技能及び

写真

(申請前六月以内に撮影した無帽、

正面、

上三分身、

無背景の縦三・○

技能及び知識教習に関する

 $(\underline{})$

それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面を添付すること。

センチメートル、横二・四センチメートル)一枚を貼付すること。

審査規則第十七条各号のいずれかに該当する者であるときは、

審査申請書に

 (Ξ)

当該審査を受審できることを証するため、

審査規則第三条及び第十一条に定

3

審查手数料

める書類を審査当日提示すること。

4

例第百一号)

青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例

(平成十二年三月青森県条

別表に定める額を、青森県収入証紙により納付すること。

審査申請書は、青森県警察本部交通部運転免許課に請求すること。

○○八一)に問い合わせること。 詳細については、 青森県警察本部交通部運転免許課(電話〇一七―七八二― その他

Ŧī.

自衛隊教習所関係者にあっては、 (普通) 」に、 「教習指導員 審査の種類欄の (大型)」を 「技能検定員 「教習指導員 (大型) 普 を

「教習指導

注

技能検定員

通)」に、 (普通) 「技能検定員(普通)」を「技能検定員 を「教習指導員(大型)」に読み替えること。 (大型) に、

申請手続

1 申請書類の受付期間及び提出先

各審査日の一 月前から審査当日まで

青森市大字三内字丸山一九八の四

青森県警察本部交通部運転免許課

審查申請書

提出書類

青森市長島一丁目一 青森市長島一丁目一 番 県号

東奥印刷株式会社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

毎週月・水・金曜日発行 枚二付十五円四十四銭

定価小口